

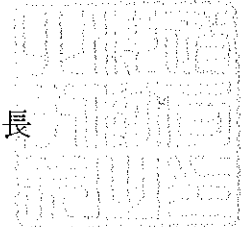
北労発雇均 0730 第 3 号

平成 30 年 7 月 30 日

公益社団法人北海道労働基準協会連合会

会 長 森 昌弘 殿

北海道労働局長



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知
について（要請）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）につきましては、本年 4 月 6 日に第 196 回国会に法律案が提出され、同国会において、一部修正の上、6 月 29 日に可決成立し、7 月 6 日に公布されました。

改正法は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものです。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨をご理解いただいた上で、しっかりと取り組んでいただくことが重要だと考えています。

つきましては、別添 1 及び別添 2 の資料を貴団体の会員企業の皆様に配付する等により、改正法の周知にご協力をいただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、法の施行に必要な関係政省令につきましては、今後、労働政策審議会に諮り、その答申を得て制定することとなっていることを申し添えます。

